

《論文》

自治体による独自施策の現状

——災害復興制度研究所アンケートを踏まえて

山崎 栄一*

要旨

本稿は、関西学院大学災害復興制度研究所により行われた自治体調査をもとに自治体による独自施策の実態ならびに今後の方向性を明らかにすることを目的としている。

まず、独自施策に関する用語の定義づけを行った。そして、多種多様に展開されている独自施策を整理・分析するために、分類法を提示した。

独自施策の経緯について、①被災者生活再建支援法の制定期、②支援法第一次改正期、③支援法第二次改正後ごとに、それぞれの時期の特徴を明らかにした。そこでは、支援法の抱えている欠陥を補うべく、支援法制定直後より、さまざまな形での独自施策が展開されていった姿を垣間見ることができた。

①においては、すでに支援法最大の問題点であった住宅再建・補修に対する直接的な支援が実現されていた。

②においては、2004年の風水害をはじめとして、独自施策が全国的に定着していく過程が見られた。

③においては、今後の独自施策の方向性を推測する材料を提供してくれている。支援法第二次改正により、住宅再建・補修に対する支援が実現したものの、独自施策は実施されており、依然として支援法には課題が残されているといえる。支援法が独自施策の刺激を受けて改正されているという経緯からすると、今後の独自施策の発展次第で、支援法もさらなる発展をしていく可能性を秘めている。

キーワード：被災者支援、住宅再建、生存権、自治体、公共政策

1 はじめに

関西学院大学災害復興制度研究所は、2010年10月8日より朝日新聞社との共同調査という形で、都道府県（47）ならびに政令市（19）に対して、調査票を発送した¹⁾。当調査は、被災者支援の実施主体である自治体が、どのような被災者支援

策を講じてきたのかについて有益な示唆を与えている。

これまでも、自治体の独自施策を実際に調査・分析した文献・資料としては、山崎栄一（2005）（2006）、災害復興制度研究所編（2007）といったものがある。また、内閣府（2009）「第3章 独自の給付金制度等に関する調査結果」においても、独自施策の整理・分析を行っている。

*大分大学教育福祉科学部 准教授、関西学院大学災害復興制度研究所研究員

本稿は、最新の自治体調査をもとに、自治体による被災者への独自施策について分析・検討を行うものである。これまでの独自施策の展開を総括しつつ、今後の独自施策の方向性について言及をしていきたい。

2 独自施策の現状

2-1 独自施策の定義

(1) 「独自施策」の定義

「独自施策」とは、「上級の行政主体が講じている施策とは異なった施策を講じること」である。したがって、上級の行政主体（国・都道府県）が講じている施策を単に実施しているだけでは、独自施策を講じたとはいえない。たとえば、国の災害弔慰金等法を実施するための市町村の条例であるとか、都道府県の独自施策を実施するための市町村の要綱・要領²⁾は、ここにいう独自施策には該当しない。本論文においては、被災者生活再建支援法ならびに災害救助法とは異なった施策を念頭に置いている。

(2) 「上乘せ」と「横出し」の定義

「上乘せ」と「横出し」の定義をしておくならば、「上乘せ」というのは、従来の制度が支給していた金額に「上乘せ」する形で独自の支給を行うものである。他方、「横出し」というのは、従来の制度では支給されない項目に対して、独自に支給を行うものである³⁾。

「上乘せ」的な措置が講じられるのは、被災者支援が従来の法制度上の支給金額では不十分であるという認識に端を発している。他方、「横出し」的な措置が講じられるのは、①支援法の発動要件が限定されていること、②支援金の支援対象についても被害度から見ると全壊・大規模半壊等に限定され、半壊・一部損壊・床上浸水の場合は対象とはならないこと、③所得・年齢制限がかけられていること、④支援金の使用用途が住宅再建・住宅補修に関してはその周辺部分に限定されていること、を克服するためである。

(3) 調査対象について

本稿が取り扱う調査結果の対象であるが、給付金に限定をし、貸付金については対象外としている。また、見舞金程度の制度についても対象外としている（目安としては、20万円以上の支給を行う施策を対象としている⁴⁾。そして、対象の自治体を都道府県に限定をしている。その理由は、政令市における独自施策に関する回答を見ると、①災害見舞金程度の支給にとどまっているもの、②災害救助法が適用されない場合の救助等、③資金の融資、④都道府県が講じている独自施策を市町村が実施しているといった施策にとどまっているからである。

本稿末尾の図表をご覧いただくと、国の被災者生活再建支援法の解説に続いて、55の独自施策を都道府県別に紹介している。

2-2 独自施策の分類法

(1) 恒久型と暫定型

独自施策は、いわば「災害限り」の暫定的な施策であることが多い。理由としては、独自施策を行うに至った災害がショックであった、あるいは、いったん制度を恒久化してしまうと今後発生する災害において財政的な負担に耐えられるか分からないといったことが考えられる。

恒久型をとっている施策はあまり多くはなく、福島県—②、岐阜県—①、静岡県—①③、兵庫県—④、鳥取県—②、島根県—①、広島県—①、山口県—①、徳島県—①、大分県—①、鹿児島県—①がある。実質的に恒久化している施策としては、宮崎県—②がある。

(2) 発動要件無限定型・緩和型

まず、支援法が適用されない小規模災害であるとか支援法の適用があった災害ではあるが市町村内での損害が少ないために適用されない世帯に対して、都道府県が同等（あるいはほぼ同等）の措置を講じるというケースがある。その中でもパターンが以下のように分かれている。

I 一つ以上の市町村が支援法の適用を受けながらも、別の市町村は被害が少ないので、法適用のない市町村に対して補完的に独自施策

を講じるもの〔岩手県—①、福島県—①②、栃木県—①、富山県—①大雨水害、奈良県—①②、広島県—①、山口県—①、高知県—①②〕

II 県内で支援法の適用市町村がなくても、被害が生じれば適用されるもの〔岩手県—②、山形県—①、富山県—①高波水害、岡山県—①④、愛媛県—①〕

III 1件でも被害が生じると制度が発動されるもの〔静岡県—①、鳥根県—①、大分県—①〕それ以外の独自施策においても、発動要件を限定しない、あるいは緩和している制度が見られる。

(3) 支援対象緩和型

支援法が、全壊・大規模半壊等に限定されていることから、それ以外の被害（半壊・一部損壊・床上浸水等）についても支援対象とするものである。2004年の風水害において、このようなタイプの独自施策が多く現れた。

支援法第二次改正前までは、所得・年齢制限が設けられていたが、多くの独自施策において、所得・年齢制限が緩和されている。

独自施策のほとんどは住宅の被害に対する支援であるが、世帯の収入減に対して生活保障という意味合いで、支援を行う制度〔北海道—①、東京都—①②〕や、小規模事業者に対して20万円の支援を行う制度があった〔鹿児島—①〕。

(4) 支援対象限定型

たいていの独自施策は、その目的を「被災地の復興」「地域コミュニティの維持」としており、支援対象を居住していた県内あるいは市町村内で、住宅再建を行う場合に限定をしている。あるいは、居住していた県外・市町村外に移転した者については支給金額を半額にする場合もある。

対象世帯を持ち家に限定する施策もある〔宮城県—①、福井県—①〕。ただし、宮城県—①は支給内容が住宅再建・補修に限られていたが、福井県—①は住宅再建・補修に加え、生活再建も支給内容に含まれていた。生活再建の部分に関しては、持ち家・借り家ともに一律に支給すべきであった（福井市においては、市が独自に借り家世帯に同等の生活再建にかかる支給を行った）。

高齢者、障害者、被保護者・要援護者、低所得世帯といった、いわゆる「災害弱者」に限定して支援を行うタイプがある〔北海道—①、東京都—①②、静岡県—②③、兵庫県—①、鳥根県—②、岡山県—②、愛媛県—②、高知県—①〕。

(5) 支給内容緩和型

支援法第二次改正前までは、支援金の使用用途につき、住宅の再建・補修そのものには使用できなかった。支援法の抱える最大の問題点がここにあった。

政府は「個人補償否定論」を根拠に、住宅の再建・補修に対する公金の直接投入を拒否してきたが、個人補償否定論を回避する論理もある。支援が個人的な給付であり資産形成に貢献したとしても、単なる個人資産の補てん・回復という名目以外の公共性、すなわち、「被災地の復興」「地域コミュニティの維持」といった政策目的に公共性が見いだされるのであれば、それは個人補償ではない。

また、私有財産制の下では、「自分の財産は自己責任で」というのが原則ではあるが、自助努力ができない範囲の支援ならびに、自助努力を促進するための支援は、可能であるばかりか国家に要請されているといえる。

鳥取県—①を皮切りに、住宅の再建・補修そのものに対する支援が行われるようになった。

支援内容について支援法をベースにしつつ、市町村長が認めた場合には、住宅建設・補修そのものについても支給を行う制度もあった〔新潟県—①③、岐阜県—①（改正前）、三重県—①〕。

(6) 「純粋な」or「補完的」上乘せ・横出し型 併給不可型

支援法上の支援措置と独自施策上の支援措置との関係で、支援法に対して純粋に上乘せ・横出し的な支援をするタイプと、支援法では支給されない支援内容（住宅の再建・補修そのものへの支援）について補完的に上乘せ・横出しをするパターンがある。補完的な上乘せの場合は、居住安定経費ですでに支給された金額を差し引いた残りということになる〔福井県—①、兵庫県—②、徳島県—①〕。

支援法との併給を認めない制度も存在する〔岐阜県—①、鳥取県—②、大分県—①、鹿児島県—①〕。

(7) 被災者負担前提型

住宅再建・補修に対する支援を行うにあたって、個人負担を前提としている独自施策もある〔福井県—①、三重県—①、京都府—①、愛媛県—①、徳島県—①〕。

2-3 独自施策の経緯

(1) 支援法制定期（1998年5月-）

被災者生活再建支援法は1995年の阪神・淡路大震災を期に、1998年5月に成立した法律である（施行は11月）。支援法は、被災者支援の法制度のあり方をめぐり二度にわたって継続審議が行われた中、短期間の審議で、駆け込み的に成立を見た妥協的な法律であった。そのため、法案成立以前からすでに様々な問題が指摘されていた⁵⁾、法施行後も様々な問題が噴出することになる。

支援法発足当時には、支援金としては、家財家具調達等を支援するための「生活再建支援金」が最高100万円支給された。ただし、住居の全壊または半壊で取り壊しをしたか、長期にわたり住宅が使用不能になることに加えて、厳しい所得・年齢制限があった。そして、一定規模の被害がないと制度が発動されない。

支援法制定期に実施された独自施策の数は、調査上は21である。

実は、支援法が制定された直後から、独自施策が講じられていた。福島県—①、栃木県—①、奈良県—①は、法律が公布されてから施行される間に起きた災害について、支援法と同等の支援を行った。

しかし、独自施策の存在を大きくクローズアップさせたのは、鳥取県西部地震（2000年10月）において、鳥取県が住宅再建に300万円、住宅補修に150万円を支給するといった施策がとられたことにある〔鳥取県—①〕。住宅再建・補修に対する公費の直接投入の始まりであった。この制度は、鳥取県—②として、恒久的な制度にまで発展した。

さらに、宮城県北部連続地震（2003年7月）において、宮城県が住宅再建に100万円、住宅補修に50万円を支給した〔宮城県—①〕。

ちなみに、鳥取県—①②、宮城県—①においては、年齢・所得制限も設けていない。そういった意味においても、支援法の将来を先取りをしていたといえよう。

また、三宅島噴火災害（2000年6月）において、東京都は収入減に対する支援を行った〔東京都—①②〕。

(2) 支援法第一次改正期（2004年3月-）

2004年3月に支援法は改正された（施行は4月）。これにより、従来支給されていた生活再建支援金が「生活関係経費」と名称が変わり、当該経費に加え、居住安定支援としての「居住関係経費」が最高200万円支給されることになった。ここにいう居住関係経費とは、建て替え、補修に係る解体撤去・整地費及び借入金関係経費、家賃等の諸経費である。これにより、生活関係経費と居住関係経費という二つの生活再建支援金で最高300万円が支給されることになった。

また、全壊に加え、大規模半壊世帯も支給対象となり、長期避難世帯に対する特例が認められた。制度の発動要件も緩和された。

支援法第一次改正期に実施された独自施策の数は、調査上は28である。

2004年に全国の各地を襲った風水害は、独自施策の展開を定着させるきっかけになった。支援対象として、従来の支援法では対象とならない半壊・一部損壊・床上浸水も対象とするのみならず、住宅再建・住宅補修についても支援を行う自治体が多く現れた。所得・年齢制限を撤廃する、あるいは緩和をする施策も多かった。

新潟県中越地震（2004年）においては、災害救助法の応急修理に上乘せする形での支援が行われたり〔新潟県—②〕、支援法に対する上乘せ支給が行われた〔新潟県—③〕。

三宅島の帰島支援（2005年）として、住宅再建・補修に対して150万円の支援が行われた〔東京都—③〕。

福岡県西方沖地震（2005年3月）においては、福岡県が災害救助法が適用されない世帯に対し

て住宅の応急修理として30万円の支援を行った〔福岡県—①〕。さらに、福岡市は別途、住宅の再建・補修に対して独自の支援を行っている。たとえば、「地震被災住宅再建支援金」として、半壊以上の被害を受けた世帯に対して、全壊300万円（経費の3分の1を補助）、大規模半壊・半壊に対して150万円（経費の3分の1を補助）の支援を行った。「地震被害農漁村特定地域再生支援金」として、一部損壊以上の被害に対して、建替え300万円、補修150万円（経費の3分の1を補助）の支援を行った。

能登半島地震（2007年3月）においては、半壊以上の世帯に対して、全壊世帯100万円、大規模半壊世帯100万円、半壊世帯200万円の支援が行われた〔石川県—①〕。

新潟県中越沖地震（2007年6月）においては、災害救助法の応急修理に上乘せする形での支援〔新潟県—⑤〕、支援法に対する上乘せ支給が行われた〔新潟県—⑥〕。

大分県は、災害救助法が適用されるような災害に見舞われていないにもかかわらず、恒久的な独自施策を2006年に設けている〔大分県—①〕。

（3）支援法第二次改正後（2007年11月—）

2007年11月の第二次改正（施行は12月）に伴い、以前は、支援金の使用用途が住宅再建・補修に関してはその周辺部分に限定され（住宅再建・補修のものには使用できない）、厳格な所得・年齢制限が存在していたが、支援金を住宅の被害程度と再建方法に応じて定額、渡し切りとし、使い道の制限が取り除かれ、加えて、世帯の年収、世帯主の年齢に関わりなく、一定以上の被害（全壊・大規模半壊）を受けた被災世帯すべてが支給対象とされた。その結果、支援金は全壊世帯に100万円、大規模半壊に50万円が支給され、この額に、住宅を建設・購入する場合は200万円、補修する場合は100万円、賃貸する場合は50万円がそれぞれ加算される（いずれも複数世帯の場合）ことになった。ただし、一定規模の被害がないと発動されないという点は変わらない。

支援法第二次改正後に実施された独自施策の数は、調査上は6である。この部分に関しては、独自施策の今後の方向性をうらなっていくにあつ

て貴重なヒントになるので、一つずつ見ていきたいと思う。

〔岩手県—②〕

2008年岩手宮城内陸地震災害において、宮城県は適用されたものの岩手県が支援法対象外であったために、支援法とはほぼ同等の支援を行った。

〔富山県—①〕

入善町高潮災害（2008年2月24日 支援法適用外の災害）ならびに南砺大雨災害（2008年7月28日 県内において適用されなかった災害）において、全壊及び半壊（やむを得ず解体）の世帯に対して支援法と同等の支援を行った。

〔兵庫県—⑤ ⑥〕

2009年の台風第9号において、半壊・床上浸水世帯に対して、家賃補助あるいは生活再建の補助を行うものであった。

〔岡山県—④〕

2009年の突風災害（支援法適用外）において、支援法とはほぼ同等の支援に加え、半壊世帯に対しても住宅再建支援を行った。

〔岡山県—⑤〕

2009年の台風第9号（支援法適用）において、半壊世帯に対して住宅再建支援を行った。

次に、恒久的な独自施策が第二次改正によってどのような影響を受けたのかを見ていくことにしよう。

福島県—②、静岡県—①、島根県—①、広島県—①は、支援法の改正とともに支給内容もそのままスライドしていった。

静岡県—③は、低所得世帯ならびに要援護世帯に対して、全壊から半壊世帯にわたって、住宅再建支援（一律50万円）をしていたが、支援法改正後は半壊世帯のみに支援を行うことになった。

岐阜県—①は、県内において支援法が適用された場合に、全壊世帯から半壊・床上浸水世帯に渡って支援を行っていたが、そもそも支援法との併給はできない制度であったし、現在も所得・収入制限が存在している。変更されたのは、支援金の用途が自由になった点である。

兵庫県—④は、共済制度なので支援法の改正の

影響は受けなかった。

鳥取県—②は、全壊世帯に対して300万円の上乗せ支援、ならびに、半壊世帯に対しても100万円の横出し支援を行っていたが、法改正後においては、法が適用される場合には上乗せ支援は行われなくなり、横出し支援のみが行われることになった。

大分県—①は、住宅再建・補修に対して直接使用可能な住宅再建経費として200万円を純粋に上乗せ支給していたが、支援法の第二次改正を機に2008年から独自施策の改正を行い、支援法が適用される場合には全壊・大規模半壊世帯に対して独自施策上の支給は行わないことになった。

その分、第二次改正前は、独自施策の発動要件は支援法の発動要件を緩和した程度であったが、第二次改正後は、被害が1世帯であっても独自施策を実施するという形で、独自施策の発動要件をさらに拡大している。

大分県の場合は、1件でも被害が生じれば適用されることになっている。要綱を見ると、県内に自然災害が発生し、次のいずれかに該当する場合に適用するとしている（実施要領第3条）。将来的に、1件でも被害が生じれば適用するという、支援法の制度改正が行われる際の参考となり得る。

- (1) 被害が発生した市町村を含む地域に対して、大分地方気象台が気象業務法上の警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮）を発表したとき（ただし、海上警報を除く）。
- (2) 被害が発生した市町村で、震度4以上の地震を観測し、発表したとき。
- (3) 被害が発生した市町村を含む津波予報区に対して、福岡管区気象台が津波注意報又は津波警報を発表したとき。
- (4) 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳又は由布岳で噴火警報又は火口周辺警報を発表したとき。
- (5) その他知事が特に必要と認めたとき。

鹿児島県—①は、改正後の影響は受けていない。

3 むすび——独自施策の今後の方向性

これまでの筆者による調査、前回ならびに今回の復興制度研究所の調査と突き合わせることであり、実態のより詳細な把握ができた。

独自施策の今後の方向性であるが、第二次改正後の展開を見てみる以上は、それまでのような画期的な独自施策というものは講じられなくなってきている。住宅再建・補修に対する直接支援が実現してしまったので、支援法に対するさらなる「上乗せ」という施策は実施されなくなってきている。

むしろ、法適用外の小規模な災害あるいは支援法は適用されているが自らが居住する市町村における被害が少ないために適用されない世帯であるとか、支援法では支給対象とはならない半壊・一部損壊・床上浸水等の被害に対する支給（「横出し」）が主となってきている。

横出しという点においては、今後は生活保障（特に長期避難生活世帯）であるとか、生業支援といった支援メニューの拡大が期待される場所である。

支援法が独自施策の刺激を受けて改正されているという経緯からすると、今後の独自施策の発展次第で、支援法もさらなる発展をしていく可能性を秘めているといえよう。

追記

2011年3月11日に、東日本大震災が起きた。政府の対応として、被災者生活再建支援法の支援額引き上げや支給要件の緩和（半壊への拡大）も検討されているようである（朝日新聞「東日本大震災の復興、国が全面関与 補助率引き上げ・公共事業に被災者民主原案判明」2011年3月25日（朝刊）1面）。仮に、このような改正が実現された場合においても、長期的な避難生活が想定されていることに加え、県外における避難生活者もすでに3万人を超えているという状況があり、そこには被災者の生活保障や生業保障といったニーズが存在している。

すでに、徳島県では1世帯30万円の生活資金ならびに県民から届けられた生活用品を供与するとしている。鳥根県も自宅が全半壊した世帯などに1世帯30万円の生活資金を支援する。岡山県高梁市では、生活支度金（1人＝1万5000円程度）や文具・ランドセルの購入費用を全額補助し、農家や農協の協力で米を1年間無料提供するという（朝日新聞大阪版「避難、身一つでも 受け入れ自治体、家賃無料など支援工夫 東日本大震災」2011年3月23日

(朝刊)3面)。このあたり、災害救助法と被災者生活再建支援法との狭間を埋め合わせる独自施策という位置付けができる。

今後も、自治体による独自施策に注目していく必要性に変化はないと考える。

注

- 1) 調査票への回答があったのは、都道府県は47都道府県すべて、政令指定都市は15市であった。この調査においては、独自施策に関する質問以外に、被災者生活再建支援法の見直し、復興基金ならびに義援金に関する質問も行っている。これらの質問項目については、関西学院大学災害復興制度研究所発行の報告書を参照されたい。
- 2) 基本的には、独自施策は市町村が独自施策を実施するのであれば、それに対して都道府県が一定割合の負担をするという形で実施されることが多い。
- 3) ただし、静岡県では筆者の定義とは異なった用語法を採っているようで、「上乘せ」とは法が適用されている中でさらに独自施策を講じることをいい、「横出し」とは法が適用されない中で独自施策を講じることをいうそうである。
- 4) たとえば、北海道においては「北海道自然災害に伴う住家被害見舞金」という全壊世帯に対して20万円を支給する制度、長野県においては「災害見舞金」という全壊世帯に対して30万円を支給する制度であるが、名称が見舞金であることから対象外とさせてもらっている。
- 5) 阪神・淡路大震災から支援法第二次改正までに、国会に提出された生活再建支援関連の法案については、山崎栄一(2009b)において、紹介をしている。

参考・引用文献

- 災害復興制度研究所編(2007)『被災自治体における上乘せ・横出し・独自支援策についての報告——2005年全国自治体調査から』。
- 内閣府(2009)『平成20年度被災者生活再建支援法関連調査 アンケート調査報告書』。
- 山崎栄一(2005)「最近の被災者支援の動向について——被災者生活再建支援法と自治体による独自施策との連携」『震災復興と公共政策Ⅱ』人と防災未来センター、pp.110-139。
- (2006)「自治体による被災者への独自施策」『先端社会研究』5号、pp.71-100。
- (2007)「被災者支援の法制度」『災害復興ガイド』クリエイツかもがわ、pp.126-129。
- (2009a)「被災者支援の法制度」『世界と日本の災害復興ガイド』クリエイツかもがわ、pp.110-113。
- (2009b)「《調査》被災者支援に関する法案の整理・分析」『災害復興研究 Vol.1』、pp.97-118。

支援法ならびに自治体の独自施策 (2010年12月現在) (作成: 大分大学教育福祉科学部 山崎栄一)

実施主体名	制度・要綱 (要領) 名	省略名	恒久/暫定	発動要件・適用範囲	支援対象 被害度	支援対象 所得	支援対象 年齢
国 都道府県	被災者生活再建支援金 (支援法第一次改正)	—	恒久	① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号の被害が発生した市町村における自然災害 ② 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害 ③ 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害 ④ 5以上の世帯が全壊した市区町村 (人口10万人未満のもの) で、上記①～③に定める区域に隣接するものに係る自然災害	・全壊 ・半壊し、倒壊防止等やむを得ない事由により、当該住宅を解体するにいたった世帯 ・火砕流等の事由により、長期にわたり居住不能の状態が継続することが見込まれる世帯 ・大規模半壊	① 年収が500万円以下の世帯 ② 年収が500万円を超え、700万円以下である世帯で、世帯主が45歳以上または要援護世帯 ③ 年収が700万円を超え、800万円以下である世帯で、世帯主が60歳以上または要援護世帯 (支給金額の欄において、上記のグループごとに区分)	
国 都道府県	被災者生活再建支援金 (支援法第二次改正)	—	恒久	① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号の被害が発生した市町村における自然災害 ② 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害 ③ 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害 ④ 5以上の世帯が全壊した市区町村 (人口10万人未満のもの) で、上記①～③に定める区域に隣接するものに係る自然災害	・全壊 ・半壊し、倒壊防止等やむを得ない事由により、当該住宅を解体するにいたった世帯 ・火砕流等の事由により、長期にわたり居住不能の状態が継続することが見込まれる世帯 ・大規模半壊	・所得・年齢制限はなし	

注：支援内容で住宅再建・住宅補修にある△は、再建・補修そのものには支援金を使えないという意味である。
 注：支援内容にある―は特に使用を制限しているわけではないという意味である。

支援対象 その他	支給内容 生活再建 住宅再建 住宅補修	支給内容 生活再建	支給内容 住宅再建	支給内容 住宅補修	支給金額	支出方式	負担区分	制度実施 時期
—	〔生活関係経費〕 ・通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費 ・住居の移転費又は移転のための交通費・住宅を賃借する場合の借家権の設定対価（礼金等） ・自然災害により負傷し、又は病気に罹った者の医療費の自己負担額	○	×	×	〈限度額〉 全壊 100万円 ① 50万円 ②③ 大規模半壊 0円 支給されず ・単身世帯は3/4 ・「長期避難解除世帯」に対しては特例措置あり (生活・居住関係経費（礼金等・医療費以外）をさらに最大70万円支給→ただし、支援法の支給限度額の範囲内)			
	〔居住関係経費〕 ・住宅を賃借する場合の家賃、住宅を取得補修するまでの一時的な仮設住宅（トレーラーハウス等）の借料、宿泊施設の利用料等 ・被災した住宅の解体（除去費）、当該解体に係る廃棄物の撤去費及び解体 ・撤去跡地に係る整地費 ・住宅の取得（建設購入等）又は補修に係る借入金等の利息、債務保証料 ・賃借の際の媒介手数料、保存登記料、建築の際の検査料等	×	△	△	〈限度額〉 全壊 200万円 ① 100万円 ②③ 大規模半壊 100万円 ① 50万円 ②③ ・単身世帯は3/4 ・家賃等の経費は上限50万円 ・県外移転者はそれぞれの支援メニューの上限額が1/2（ただし支給上限額は変更なし） ・賃貸住宅等に居住していた世帯は家賃等以外の経費は上限100万円	都道府県が基金を創設し、それに対して国が補助を行う	国1/2 都道府県1/2	1998年 2004年改正
—	〔基礎支援金〕 ・住宅の被害の程度に応じて支給	○	○	○	〈限度額〉 全壊 100万円 大規模半壊 50万円 ・単身世帯は3/4			
	〔加算支援金〕 ・住宅の再建方法に応じて支給	○	○	○	〈限度額〉 全壊・大規模半壊とも 建設・購入 200万円 補修 100万円 貸借 50万円 ・単身世帯は3/4	都道府県が基金を創設し、それに対して国が補助を行う	国1/2 都道府県1/2	1998年 2004年改正 2007年改正

実施主体名	制度・要綱 (要領) 名	省略名	恒久／暫定	発動要件・適用範囲	支援対象 被害度	支援対象 所得	支援対象 年齢
北海道	有珠山噴火災害生活 支援事業費補助金	北海道①	暫定	避難指示地区に住所を有し、避難生活をしている世帯	特に制限なし	収入が判定基準に満たない世帯	特に制限なし
青森県	なし						
岩手県	被災者生活再建支援事業費補助金交付要領	岩手県①	暫定 1999年10月 末豪雨 2002年台風 6号	支援法適用対象外の世帯 (法適用対象市町村は存在していた) 災害が発生するたびに独自 施策を実施するかを判断 し、災害ごとに要領を作る	支援法と同等		
岩手県	被災者生活再建支援事業費補助金交付要領	岩手県②	暫定 2008年岩手・ 宮城内陸地 震災害	県内被災世帯 (岩手県は支援法対象外)	・全壊した世帯 ・災害発生危険 区域内の住宅に 居住する世帯で あって、災害発 生危険区域内の 住宅を解体し、 災害発生危険区 域外(同一市町 村内に限る)に 移転した世帯 (県が実施する 「かけ崩れ危険住 宅移転促進事業」 の補助金交付対 象世帯を除く)	所得・年齢制限はなし	
宮城県	被災住宅再建支援金 (宮城県北部連続 地震被災住宅再建 支援金交付要綱)	宮城県①	暫定 宮城県北部 連続地震	県内被災世帯	・半壊含む	所得・年齢制限はなし	
秋田県	なし						
山形県	鶴岡市七五三掛地区における地すべり災害に係る山形県被災者生活再建支援事業補助金交付要綱	山形県①	暫定 鶴岡市七五三 掛地区におけ る地すべり災 害	県内被災世帯 (支援法適用対象外)	支援法と同等		
福島県	福島県被災者生活 再建支援補助金交 付要綱	福島県①	暫定 1998年8月 末豪雨 (法公布から 法適用間の 災害だった)	支援法適用対象外の世帯 (法適用対象市町村は存在 していた)	支援法と同等		
福島県	生活再建給付金要 綱	福島県②	恒久 (法改正と平 行して内容 も変更)	支援法適用対象外の世帯 (県内法適用市町村の存在 が前提)	支援法と同等		
茨城県	なし						
栃木県	栃木県被災者生活 再建支援金支給事 業実施要領	栃木県①	暫定 1998年8月 末豪雨 (法公布から 法適用間の 災害だった)	支援法適用対象外の世帯 (法適用対象市町村は存在 していた)	支援法と同等		
群馬県	なし						
埼玉県	なし						

実施主体名	制度・要綱 (要領) 名	省略名	恒久/暫定	発動要件・適用範囲	支援対象 被害度	支援対象 所得	支援対象 年齢
千葉県	なし						
東京都	東京都被災者生活 再建支援金支給要 綱	東京都―①	暫定 三宅島噴火 災害	島内被災世帯	支援法の適用対象とならない世帯で、退避生活により収入の道を失ったもの		
東京都	三宅村災害保護特 別事業	東京都―②	暫定 三宅島噴火 災害	島内被災世帯	特に制限なし	・義援金等を含 めて、預貯金 (所持金等含む) が500万円以下 の世帯 ・収入認定額が 基準額以下の世 帯	特に制限なし
東京都	災害被災者帰島生 活再建支援金	東京都―③	暫定 三宅島噴火 災害	島内被災世帯	特に制限なし	・平成15年の 収入が1000万 円以下の世帯	特に制限なし
神奈川県	なし						
新潟県	新潟県被災者生活 再建支援事業補助 金交付要綱	新潟県―①	暫定 2004年新潟 豪雨災害	法適用対象及びそれに準じ た被害を受けて知事が特に 認めた市町村	・半壊・床上浸 水も含む	所得・年齢制限はなし	
新潟県	住宅応急修理支援	新潟県―②	暫定 新潟県中越 地震	災害救助法が適用された市 町村の被災世帯 (すべての市町村が適用を 受けた)	・半壊の被害を 受けた者	所得・年齢制限はなし (当初はあり)	
新潟県	被災者生活再建補 助金	新潟県―③	暫定 新潟県中越 地震	支援法が適用された市町村 の被災世帯 (全県に支援法が適用され ている)	・半壊含む	所得・年齢制限はなし	
新潟県	新潟県6.27梅雨 前線豪雨災害被災 者生活再建支援事 業補助金交付要綱	新潟県―④	暫定 平成17年 6.27梅雨前 線豪雨災害	平成17年6.27梅雨前線豪 雨災害のうち、新潟県災害救 助条例第2条第1号による被 害が発生した市町村→柏崎 市	・床上浸水	所得・年齢制限はなし	
新潟県	新潟県中越沖地震 における住宅応急 修理支援制度	新潟県―⑤	暫定 新潟県中越 沖地震	災害救助法が適用された市 町村の被災世帯 (すべての市町村が適用を 受けた)	・半壊の被害を 受けた者	所得・年齢制限はなし	
新潟県	新潟県中越沖地震 被災者生活再建支 援事業補助金交付 要綱	新潟県―⑥	暫定 新潟県中越 沖地震	県内被災世帯	・半壊含む	所得・年齢制限はなし	
富山県	被災者生活再建支 援事業	富山県―①	暫定 入善町高波 災害 (2008年2月 24日) 南砺大雨災害 (2008年7月 28日)	支援法適用外の災害	・全壊及び半壊 (やむを得ず解 体)	所得・年齢制限はなし	

支援対象 その他	支給内容 生活再建 住宅再建 住宅補修	支給内容 生活再建	支給内容 住宅再建	支給内容 住宅補修	支給金額	支出方式	負担区分	制度実施 時期
—	支援法と同等	○	×	×	複数世帯 50万円 単身世帯 37万5000円	都の独自事業	都が全額負担	2000年
・被災日に三宅島に住んでいて、帰島の意思がある世帯 ・生活保護世帯に該当していない世帯	・「生活保護の弾力的運用」を実現する内容として、生活保護基準額に準ずる額を支給	生活保護に準じた保障			基準額-収入認定額=支給額 この金額は、年齢、世帯員の数、障害者、高齢者などの項目から導き出す	三宅村災害保護特別事業交付金基金を創設	都2/3 村1/3	2003年2月～2005年3月
・避難指示解除日から原則6カ月以内に帰島 ・以前に支援等を受けていない世帯	・住宅の新築、改築、修繕及び住宅附帯設備の購入等に要するもの	×	○	○	〈限度額〉 150万円 ・支援法上の対象経費は支給の対象とはならない	都の独自事業	都が全額負担	2005年
—	・支援法をベースにしているが市町村長が認めた場合には建設・補修そのものにも可能	○	実質○	実質○	〈上限額〉 全壊 100万円 大規模半壊 100万円 半壊 50万円 床上浸水 30万円 ・県外移転者は支給額は1/2	県が市町村に補助金を出す	県2/3 市町村1/3	2004年
・応急仮設住宅を利用しない者	・住宅補修(現物支給)	×	×	○	〈限度額〉 大規模半壊 100万円 半壊 50万円 (災害救助法上の応急修理60万円に上乗せ)	県の独自事業	県が全額負担	2004年
—	・支援法をベースにしているが市町村長が認めた場合には建設・補修そのものにも可能	○	実質○	実質○	〈限度額〉 100万円 ・家屋の損害・所得・年齢により支給額が異なる ・被災市町村外移転者は支給額は1/2	県が市町村に補助金を出す	県2/3 市町村1/3	2004年
—	支援法と同等	○	△	△	床上浸水世帯 複数世帯 300千円 単身世帯 225千円 ・県外移転者は支給額は1/2	県が市町村に補助金を出す	県2/3 市町村1/4	2005年
・応急仮設住宅を利用しない者	・住宅補修(現物支給)	×	×	○	〈限度額〉 大規模半壊 100万円 半壊 50万円 (災害救助法上の応急修理50万円に上乗せ)	県の独自事業	県が全額負担	2007年
—	・生活再建(使途制限なし)	○	—	—	支給額(複数世帯の場合、単身世帯は複数世帯の3/4) 全壊世帯 100万円 大規模半壊世帯 50万円 半壊世帯 50万円 ※大規模半壊世帯で年収500万円以下の場合、500千円加算 ・支援法との併給可	県が市町村に補助金を出す	県2/3 市町村1/3	2007年
—	支援法と同等	○	○	○	支援法と同等	県が市町村に補助金を出す	県1/2 市町村1/2	2008年(入善町) 2009年(南砺市)

実施主体名	制度・要綱 (要領) 名	省略名	恒久／暫定	発動要件・適用範囲	支援対象 被害度	支援対象 所得	支援対象 年齢
石川県	能登半島地震被災者生活再建支援事業補助金	石川県①	暫定 能登半島地震	県内被災世帯	・半壊含む	支援法と同等 (上乗せ経費分は制限なし)	
福井県	被災者住宅再建補助金	福井県①	暫定 2004年7月 福井豪雨	県内被災世帯	・半壊・一部損壊・床上浸水含む	所得・年齢制限はなし	
山梨県	なし						
長野県	なし						
岐阜県	岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱	岐阜県①	恒久 2004年台風23号がきっかけではあるが、恒久化している	支援法適用災害(その他知事が特に認めた場合)における県内被災世帯 将来的には、支援法適用外の災害にも適用があるかも知れないとのこと	・半壊・床上浸水含む	第二次改正以前の支援法と同等	
静岡県	被災者自立生活再建支援補助金交付要綱	静岡県①	恒久 (法改正と平行して内容も変更)	支援法適用対象外の世帯(県内法適用市町村の有無に関係なく)	支援法と同等		
静岡県	被災者住宅再建事業費補助金交付要綱	静岡県②	暫定 2004年 台風22号	県内被災世帯	・半壊含む	・800万円以下かつ要援護世帯	年齢制限がある場合もある
静岡県	被災者住宅再建支援事業費補助金交付要綱	静岡県③	恒久	支援法が適用される災害(東海地震を除く)	・半壊	・500万円以下・800万円以下かつ要援護世帯	年齢制限がある場合もある
愛知県	なし						
三重県	三重県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要領	三重県①	暫定 2004年 台風21号	①支援法適用対象の市町村 ②施行令1条2号に定める被害の2分の1以上の被害のある市町村 ③災害救助法施行令別表第3に定める住家の滅失世帯数が生じた市町村にも交付	・半壊・床上浸水含む	支援法と同等	
滋賀県	なし						

支援対象 その他	支給内容 生活再建 住宅再建 住宅補修	支給内容 生活再建	支給内容 住宅再建	支給内容 住宅補修	支給金額	支出方式	負担区分	制度実施 時期
—	・生活再建 ・居住安定 ・上乗せ経費	○	○ (上乗せ 経費分)	○ (上乗せ 経費分)	国制度と県制度をあわせて、全壊世帯で最大400万円、大規模半壊世帯で最大350万円、半壊世帯で最大200万円（県制度による）の支給を受けられるよう、手厚い支援を実施した 県制度分の支給金額は、次のとおり 全壊世帯 最高100万円 （国制度に上乗せ） 大規模半壊世帯 最高100万円 （国制度に上乗せ、横出し） 半壊世帯 最高200万円	県が市町村に補助金を出す	県2/3/ 市町村1/4	2007年
・借家人は対象外 ・被災市町村に住宅再建	・家財道具等・住宅建設・補修そのもの	○	○	○	〈上限額〉 全壊 400万円 （新築、補修等300万円、家財等100万円） 半壊 200万円 （新築、補修等150万円、家財等50万円） 一部破損、床上浸水 50万円 （補修、家財等50万円） ・支援法上の支給額は差し引き	県が市町村に補助金を出す	県2/4 市町村1/4 被災者1/4	2004年
—	・支援法をベースにしているが市町村長が認めた場合には建設・補修そのものにも可能（改正前）	○	○ (改正前 実質○)	○ (改正前 実質○)	〈限度額〉 全壊 100万円 大規模 100万円 半壊 50万円 床上浸水 30万円 ・県外移転者は支給額は1/2 ・支援法との併給不可	県が市町村に補助金を出す	県2/3 市町村1/3	2004年 2008年改正
—	支援法と同等	支援法と同等			支援法と同等	県が市町村に補助金を出す	県が全額負担	1999年
・静岡県内の建設・購入等に限る	・建設・購入・補修	×	○	○	全壊・半壊、建設・購入・補修に関わらず、50万円	県が市町村に補助金を出す	県1/2 市町村1/2	2005年の補助金に適用
・静岡県内の建設・購入等に限る	・建設・購入・補修	×	○	○	半壊に対して50万円 被災者生活再建支援法の改正により、全壊、大規模半壊世帯の住宅再建経費が同法の対象となったため、平成19年12月14日からは半壊世帯のみを補助対象としている	県が市町村に補助金を出す	県1/2 市町村1/2	2006年4月以降の自然災害に適用
—	・支援法をベースにしているが市町村長が認めた場合には建設・補修そのものにも可能	○	実質○	実質○	〈限度額〉 全壊 100万円 大規模 100万円 半壊 50万円 床上浸水 30万円 ・県外移転者は支給額は1/2	県が市町村に補助金を出す	県2/4 市町村1/4 被災者1/4	2004年

実施主体名	制度・要綱 (要領) 名	省略名	恒久/暫定	発動要件・適用範囲	支援対象 被害度	支援対象 所得	支援対象 年齢
京都府	地域再建被災者住宅等支援事業	京都府①	暫定 2004年 台風23号	県内被災世帯	・半壊・一部損壊・床上浸水含む	所得・年齢制限はなし	
大阪府	なし						
兵庫県	高齢者住宅再建支援事業補助	兵庫県①	暫定 2004年度中の自然災害で知事が特に定めたもの 台風16号・18号・21号・23号(豊岡水害)	知事が特に定める自然災害での被災世帯	・罹災証明書を発行 ・自己所有または賃貸住宅を解体した者	・世帯主等の総所得額が730万円以下の世帯	・65歳以上
兵庫県	居住安定支援制度補完事業	兵庫県②	暫定	平成16年度～19年度中の自然災害で知事が特に定める災害で被災した世帯主(毎年更新)	・全壊・大規模(大規模・半壊でもやむを得ない理由で解体した場合は、全壊扱い)	・前年の年収が800万円以下の世帯	特に制限なし
兵庫県	住宅再建等支援金制度	兵庫県③	暫定	平成16年度中の自然災害で知事が特に定める災害で被災した世帯主	・半壊・床上浸水含む	・前年の年収が800万円以下の世帯	特に制限なし
兵庫県	兵庫県住宅再建共済制度	兵庫県④	恒久	共済加入者であればあらゆる自然災害に適用	・半壊含む	・共済負担金 5000円/年 (ただし新規加入年度は500円/月)	
兵庫県	住宅再建に伴う一時転居者支援事業	兵庫県⑤	暫定	平成21年度に発生した大規模な自然災害で、知事が指定するもの	・半壊、床上浸水(損害割合が10%以上20%未満のもの)含む	・前年の年収が730万円以下の世帯	特に制限なし
兵庫県	平成21年度兵庫県被災者生活再建支援金事業	兵庫県⑥	暫定	平成21年度中の自然災害で知事が特に定めるもの	・半壊、床上浸水	所得・年齢制限はなし	
奈良県	奈良県被災者生活再建支援金支給事業実施要綱	奈良県①	暫定 1998年台風7号 (法公布から法施行間の災害だった)	県内被災世帯(一以上の市町村で支援金の支給対象となれば、全県適用)		支援法と同等	

支援対象 その他	支給内容 生活再建 住宅再建 住宅補修	支給内容 生活再建	支給内容 住宅再建	支給内容 住宅補修	支給金額	支出方式	負担区分	制度実施 時期
・被災市町村に住宅再建	・住宅の建替・購入・補修	×	○	○	〈限度額〉 全壊 300万円(対象400万円) 大規模 200万円(対象267万円) 半壊 150万円(対象200万円) 一部損壊、床上浸水 50万円(対象67万円) ・支援法をあわせて最高600万円 ・高齢者や障害者等で低所得世帯については対象経費20万円までは自己負担なし	県が市町村に補助金を出す	府2/4 市町村1/4 被災者1/4	2004年
・被災市町村内の再建等に限る	・住宅の建設・購入	×	○	×	100万円 ・法令に適合すること ・経費が500万円以上 ・住宅部分の床面積が175m ² 以下(それ以上の場合は、当該床面積を上限)	県が市町村に補助金を出す	県2/3 市町村1/3	2004年
—	・住宅の再建・購入・新築・補修	×	○	○	〈限度額〉 全壊 200万円 大規模 100万円 ・支援法上の支援金を受給していた場合はその分を差し引く ・県外移転者は支給額は1/2(原則) ・「住宅再建等支援金制度」と併用	県が市町村に補助金を出す	支援内容によっては県が全額あるいは県が2/3市町村1/3の場合もあり	2004年
・被災市町村内の再建等に限る	・住宅の再建・購入・新築・補修	×	○	○	〈限度額〉 全壊 100万円 大規模 75万円 半壊 50万円 床上浸水 25万円 ・国の支給額を上回る場合に支給 ・「居住安定支援制度補完事業」と併用	県が市町村に補助金を出す	県が2/3市町村1/3	2004年8月31日以降の災害に適用 ただし、兵庫県住宅再建共済制度が出来るまでのつなぎ
—	・住宅の建築・購入・補修	×	○	○	再建等給付金 600万円 補修給付金 全壊 200万円 大規模半壊 100万円 半壊 50万円 居住確保給付金 10万円 ・県外移転者は支給額は1/2	共済負担金により基金を積み立てる	県は基金に対して財政的援助を行う	2005年
・被害の程度にかかわらず、持家・借家が解体されることを要件としている	・一時的に県内の民間賃貸住宅に転居する場合において、その家賃の一部を助成	○	×	×	持家被災の場合：家賃月額の1/2(上限：3万円)×民間賃貸住宅への一時転居月数(上限：6ヵ月) 借家被災の場合：従前家賃との家賃月額の差額の1/2(上限：3万円)×民間賃貸住宅への一時転居月数(上限：6ヵ月) ・支援法との併給可	県が市町村に補助金を出す	県が全額負担	2009年
—	・生活再建(使途制限なし)	○	—	—	半壊世帯 25万円 床上浸水世帯 15万円 ・支援法との併給可	県が市町村に補助金を出す	県2/3市町村1/3	2009年
—	支援法と同等	○	×	×	支援法と同等	県の独自事業	県が全額負担	1998年

実施主体名	制度・要綱 (要領) 名	省略名	恒久／暫定	発動要件・適用範囲	支援対象 被害度	支援対象 所得	支援対象 年齢
鳥取県	住宅復興補助金 (鳥取県西部地震 被災者向け住宅復興 事業費補助金交付 要綱)	鳥取県—①	暫定 鳥取県西部 地震	県内被災者			特に制限なし
鳥取県	鳥取県被災者住宅 再建支援基金 (鳥取県被災住宅 再建支援条例)				・一部破損含む		
鳥取県	鳥取県被災者住宅 再建支援基金 (改正後) (鳥取県被災住宅 再建支援条例)	鳥取県—②	恒久	県内で10戸以上の全壊、 その他被災地域の崩壊+市 町村の財政を著しく圧迫す る被害のあった自然災害	・半壊含む		・所得・年齢制限はなし
鳥根県	鳥根県被災者生活 再建支援交付金要 綱	鳥根県—①	恒久 (法改正と平 行して内容 も変更)	支援法適用対象外の世帯 (県内法適用市町村の有無 に関係なく)			支援法と同等
鳥根県	住宅修繕支援制度	鳥根県—②	暫定 鳥取県西部 地震	県内被災世帯	特に制限なし		・高齢者(65歳以上)・障害者で かつ市町村民税が非課税の世帯 (特定集落の場合要件緩和)
岡山県	岡山県被災者生活 再建支援金支給事 業実施要綱	岡山県—①	暫定 鳥取県西部 地震	県内被災世帯 (県内に法適用市町村なし)			支援法と同等
岡山県	鳥取県西部地震被災 高齢者世帯等住 宅支援事業費補助 金交付要綱	岡山県—②	暫定 鳥取県西部 地震	県内被災世帯 (県内に法適用市町村なし)	特に制限なし		・被保護者または要援護者・高齢 者(65歳以上)・障害者でかつ市 町村民税が非課税の世帯
岡山県	生活再建支援給付 金補助事業	岡山県—③	暫定 2004年 台風16号 (高潮)	県内被災世帯	・床上浸水世帯 に限定		支援法と同等
岡山県	美作市突風災害被災 者住宅再建支援 事業	岡山県—④	暫定 2009年 突風災害	美作市で発生した突風災害 (支援法適用外)	・半壊含む		特に制限なし
岡山県	美作市集中豪雨災 害被災者住宅再建 支援事業	岡山県—⑤	暫定 2009年 台風9号	美作市で発生した集中豪雨 災害(支援法適用)	・半壊		特に制限なし
広島県	広島県被災者生活 再建支援補助金交 付要綱	広島県—①	恒久 (法改正と平 行して内容 も変更)	支援法適用対象外の世帯 (県内法適用市町村の存在 が前提)			支援法と同等
山口県	山口県被災者生活 再建支援金支給事 業実施要領	山口県—①	恒久 (法改正と平 行して内容 も変更)	支援法適用対象外の世帯 (県内法適用市町村の存在 が前提)			支援法と同等
愛媛県	芸予地震被災者生 活再建支援事業実 施要領	愛媛県—①	暫定 芸予地震	県内被災世帯 (県内に法適用市町村なし)			支援法と同等

支援対象 その他	支給内容 生活再建 住宅再建 住宅補修	支給内容 生活再建	支給内容 住宅再建	支給内容 住宅補修	支給金額	支出方式	負担区分	制度実施 時期
・居住していた市町村内の建設に限る	・住宅建設・補修・液状化復旧・石垣関連	×	○	○	〈限度額〉 住宅建設 300万円 住宅補修 150万円 液状化復旧 150万円 石垣関連 150万円 ・市町村により自己負担あり	県が市町村に補助金を出す	県と市町村との負担割合は給付内容によりばらつきあり	2000年
・居住していた市町村内の建設に限る	・住宅建設・補修	×	○	○	〈限度額〉 住宅建設 300万円 住宅補修 150万円 (33万自己負担) ・国の制度で支援の対象とならない部分を補完 ・支援法との併給不可	県・市町村が共同で基金を県に設置	県1/2 市町村1/2	2001年
					全壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入…300万円(単数世帯は225万円) 全壊世帯の居宅の補修…200万円(単数世帯は150万円) 大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入…250万円(単数世帯は187.5万円) 大規模半壊世帯の居宅の補修…150万円(単数世帯は112.5万円) 半壊世帯の居宅の補修…補修に要する経費(100万円(単数世帯は75万円)を限度) ・被災者生活再建支援制度が適用される場合を除く			2008年
—	支援法と同等	支援法と同等			支援法と同等	県が市町村に補助金を出す	県1/2 市町村1/2	2002年
—	・住宅補修	×	×	○	10万円～200万円相当額の修繕工事(現物給付) ・特定地域については300万円以内	長寿社会振興財団が運営	県が全額負担	2000年
—	支援法と同等	○	×	×	支援法と同等	県が市町村に補助金を出す	県1/2 市町村1/2	2000年
—	・住宅補修(応急修理)	×	×	○	53万1000円以内	県が市町村に補助金を出す	県1/2 市町村1/2	2000年
—	・物品購入または修理等	○	×	○	床上浸水世帯10万円	県が市町村に補助金を出す	県1/2 市町村1/2	2004年
—	・住宅再建	×	○	○	全壊 300万円 大規模半壊 150万円 半壊 150万円	県が市町村に補助金を出す	支援内容によっては県が2/3市町村1/3あるいは県が1/2市町村1/2の場合もあり	2009年
—	・住宅再建	×	○	○	半壊150万(全壊、大規模半壊は支援法で対応)	県が市町村に補助金を出す	県2/3 市町村1/3	2009年
—	支援法と同等	支援法と同等			支援法と同等	県が市町村に補助金を出す	県1/2 市町村1/2	2000年
—	支援法と同等	支援法と同等			支援法と同等	県が市町村に補助金を出す	県1/2 市町村1/2	1999年
—	支援法と同等	○	×	×	支援法と同等	県が市町村に補助金を出す	県1/2 市町村1/2	2001年

実施主体名	制度・要綱 (要領) 名	省略名	恒久/暫定	発動要件・適用範囲	支援対象 被害度	支援対象 所得	支援対象 年齢
愛媛県	平成13年度芸予地震被害住家修繕支援事業実施要領	愛媛県—②	暫定 芸予地震	県内被災世帯 (県内に法適用市町村なし)	特に制限なし	・高齢者(65歳以上)のみの世帯・障害者でかつ市町村民税が非課税の世帯	
愛媛県	被災者生活再建緊急支援事業	愛媛県—③	暫定 2004年 台風15号・16号・21号 来年度は再度検討	支援法が適用された市町村の被災世帯	・半壊・一部損壊・床上浸水含む	・世帯主の収入が800万円以下の世帯	特に制限なし
徳島県	徳島県住宅再建特別支援事業	徳島県—①	恒久 2004年 台風10号・16号・18号・21号・23号 2006年4月11日豪雨	県内被災世帯 (災害の規模や被害の程度等により、その都度判断)	・半壊含む	所得・年齢制限はなし	
香川県	なし						
高知県	高知県被災者生活再建緊急支援事業費補助金交付要綱	高知県—①	暫定 2001年9月 高知県西南部豪雨災害	支援法適用対象外の世帯 (法適用対象市町村は存在していた)	・半壊含む	・収入が800万円以下の世帯 ・高齢者・障害者・生活保護世帯等	特に制限なし
高知県	高知県被災者生活再建緊急支援事業費補助金交付要綱	高知県—②	暫定 2005年 台風14号災害	支援法適用対象外の世帯 (法適用対象市町村は存在していた)	支援法と同等	・収入が800万円以下の世帯	特に制限なし
福岡県	「福岡県西方沖地震に係る被災住宅応急修理支援事業補助金交付要綱」	福岡県—①	暫定 福岡県西方沖地震	被災者生活再建支援法が適用され、かつ、災害救助法が適用されない市町村の被災世帯(福岡市以外)	・半壊世帯	支援法と同等	
佐賀県	なし						
熊本県	なし						
大分県	大分県災害被災者住宅再建支援事業	大分県—①	恒久	①県内で10世帯以上の全壊(全県適用) ②市町村で5世帯以上の全壊(当該市町村のみ適用)	・全壊・半壊・床上浸水	・世帯主の収入が800万円以下の世帯	特に制限なし
大分県	大分県災害被災者住宅再建支援事業(改正後)		恒久	県内被災世帯 (1件でも支給)	・全壊・半壊・床上浸水	特に制限なし	特に制限なし
宮崎県	宮崎県被災者生活緊急支援事業費補助金交付要綱	宮崎県—①	暫定 2005年 台風14号	県内被災世帯	・全壊・大規模半壊・半壊・床上浸水	・世帯主の収入が800万円以下の世帯	特に制限なし
宮崎県	宮崎県・市町村災害時安心基金	宮崎県—②	恒久(実質) 平成19年台風4号災害、平成20年台風13号災害等	1世帯でも全壊、半壊、床上浸水の住家被害があれば交付	・全壊・大規模半壊・半壊・床上浸水	特に制限なし	
鹿児島県	鹿児島県被災者生活支援金	鹿児島県—①	恒久	被災者生活再建支援法が適用された災害交付対象市町村 1 被災者生活再建支援法が適用された市町村 2 1が適用された同一災害により被害を受けた市町村	・全壊・半壊・床上浸水	・年収が800万円以下の世帯(住宅被害) ・所得が600万円以下の小規模事業者(商工業)	特に制限なし
沖縄県	なし						

支援対象 その他	支給内容 生活再建 住宅再建 住宅補修	支給内容 生活再建	支給内容 住宅再建	支給内容 住宅補修	支給金額	支出方式	負担区分	制度実施 時期
—	・住宅補修 (日常生活の起居に 必要な部分の修繕 に限る)	×	×	○	補助基準額 30万円	県が市町村に 補助金を出す	県 2/4 市町村 1/4 被災者 1/4	2001年
・県外・市 町村移転で も支給	・被害を受けた住宅 の解体・撤去・整地 ・家財道具等の購 入・修理費	○	△	×	〈限度額〉 全壊 100万円 大規模 100万円 半壊 50万円 一部損壊 30万円 床上浸水 30万円(土砂流入) 15万円(それ以外)	県が市町村に 補助金を出す	県 1/2 市町村 1/4 被災者 1/4	2004年
・被災市町 村内の再建 等に限る	・住宅建設・補修・ 解体・撤去・整地等	×	○	○	〈限度額〉 全壊世帯 225万円(対象300万円) 半壊世帯 112万5000円(対象150万円) ・支援法上の受給額分は差し引き	県が市町村に 補助金を出す	県 1/2 市町村 1/4 被災者 1/4	2004年
—	支援法と同等	○	×	×	支援法と同等	県の独自事業	県が全額負担	2001年
—	支援法と同等	○	△	△	生活関係経費 100万円 居住関係経費 200万円	県が市町村に 補助金を出す	県 1/2 市町村 1/2	2006年
—	・住宅の応急修理	×	×	○	〈限度額〉 応急修理 30万円 (加えて市町村による上乘せも可)	県の独自事業	県が全額負担	2005年
・被災市町 村内の再建 等に限る	・生活再建 ・居住安定 ・住宅再建	○	○	○	〈限度額〉 全壊 生活再建 30万 居住安定 70万 住宅再建 200万 半壊 生活再建 30万円 住宅再建 100万円 床上浸水 生活再建 20万円	県が市町村に 補助金を出す	県 1/2 市町村 1/2	2006年
・被災市町 村内の再建 等に限る	・生活再建 ・住宅再建				全壊 300万円 半壊 130万円 床上浸水 5万円 ※単身世帯は上記金額に3/4を乗 じた額を支給 ・支援法との併給不可	県が市町村に 補助金を出す	県 1/2 市町村 1/2	2008年
—	・被災者の当面の生 活に対する緊急支 援(使途は限定し ない)	○	○	○	〈上限額〉 20万円	県が市町村に 補助金を出す	県 2/3 市町村 1/3	2005年
—	・生活支援 (使途制限なし)	○	—	—	全壊世帯 20万円 半壊世帯 15万円 床上浸水世帯 10万円	基金から市町 村に交付	県 1/2 市町村 1/2	2007年
—	・生活支援 (使途制限なし)	○	—	—	1世帯、1事業あたり 20万円 ・支援法との併給不可	基金から市町 村に交付	県 1/2 市町村 1/2	2006年

Current State of Policies Instituted by Local Governments: Based on an Institute for the Research of Disaster Area Reconstruction Questionnaire

Eiichi YAMASAKI

Abstract

Using the results of a joint survey of local governments conducted by the Kwansei Gakuin University Institute for the Research of Disaster Area Reconstruction and the Asahi Shimbun Company, this paper aims to elucidate the policies of local governments regarding disaster victims and to consider how those policies will develop in the future.

We begin by defining terms related to specific local policies, and then we present a system of classification that will enable us to organize and analyze the multitude of local policies that have been instituted.

Regarding the history of policies instituted by local governments, this paper gives a clear picture of the characteristics of (1) the period when the Act to Support the Livelihood Recovery of Disaster Victims was formulated, (2) the period when the first revision of the Support Act was made, and (3) the period after the second revision of the Support Act. This view of the historical process reveals how local policies in their various forms very quickly developed to compensate for deficiencies in the Support Act.

Key words: support for disaster victims, housing reconstruction, right of existence, local government, public policy